

成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び成田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の実施)

第2条 法第87条第1項本文の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又はビデオテープを専用機器（開示を受けるものの閲覧又は視聴の用に供するために、市長が備え置いたものをいう。以下同じ。）により再生したものの視聴

イ 当該録音テープ又はビデオテープを録音カセットテープ又はビデオカセットテープに複製したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴

ウ 当該電磁的記録をフロッピーディスク又はコンパクトディスク（CD-Rに限る。以下同じ。）に複製したものの交付

2 保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該地方公共団体等行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

4 保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しを交付する場合の交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(手数料等)

第3条 条例第3条第2項の別表に定める手数料は、現金又は定額小為替により納付しなければならない。

- 2 条例別表の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の送付に要する費用は、郵送料とし、郵便切手により納入しなければならない。
- 4 前項の費用は、前納しなければならない。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

開示の実施の方法	金額
録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 100円
ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 200円
フロッピーディスクに複写したものの交付	1枚につき 50円
コンパクトディスクに複写したものの交付	1枚につき 80円